

---

令和6年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和7年3月10日(月) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	7番	大村 祥一朗	
	8番	上田 正人	9番	大谷 誠一	
	10番	細田 邦男	11番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	中山 浩一
	保田 公範	山田 裕人
	公賀 義高	

4. 欠席委員 横野 俊彦 藤田 榮一郎 鎌谷 一也 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- |    |            |                               |          |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 7番 大村 祥一朗                     | 8番 上田 正人 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3の規定による届出書について         |          |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について    |          |
|    | 3          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |          |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について        |          |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について     |          |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積等促進計画について              |          |
| 第6 | 議案第4号      | 共有者等を確知することができない農地の公示について     |          |
| 第7 | 議案第5号      | 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について          |          |
| 第8 | 議案第6号      | 地域計画策定に伴う意見聴取について             |          |
| 第9 | 議案第7号      | 令和7年度農作業標準賃金の決定について           |          |

第10 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂  
主 任 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

局長

開会（13時32分）

本日の欠席者は、横野俊彦委員、藤田榮一郎推進委員、鎌谷一也推進委員、中嶋美枝子推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和6年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番大村祥一朗委員、8番上田正人委員、にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、皆さまの方でありましたら、よろしくお願いしますと思っております。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は13件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。14ページをご覧ください。1件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	<p>ないようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行いたいと思います。</p> <p>受付番号31-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号31-1について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号31-1朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 下野地内          登記地目：田 現況地目：畑          面積 329 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●さんは申請地を管理しておられましたが、この度同じ集落の譲受人の●●さんへ譲渡したい旨相談をされたところ、贈与することで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在、譲受人の●●さんは所有する農地で主に野菜や花を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地でも野菜や花を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅から概ね200m程度で問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、60年程度の農業従事経験がありますし、将来的に息子さんも耕作される予定ですので、問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、野菜や花を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、11番山本知司委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>11番目の山本です。今、説明がありましたところですね、受付番号31-1になります。それで、現地確認後にですね、3月3日、●●さん宅を訪問いたしまして事前調査を行いました。それで、●●さんの土地を譲り受けるということで、前もって了解しているので、事務局から説明があったとお間違いないです。</p> <p>それで、承認後はですね、書類を持ちまして司法書士で土地の変更をされる。この土地はですね、家から200m位離れたところの右手の道路沿いにありましてですね、三角形の細長い土地でありまして、一部、畑を埋め立ててですね、車を置いておられるという状況でございます。それで、これをどうされるかということで確認とり</p>

山本委員	<p>ましたら、できたら車を置きたいという事をおっしゃっておられたようでございます。</p> <p>それから、譲渡人の●●●●さんには、これは3月4日に訪問いたしました。●●●●さんに土地を譲与することについて確認いたしましたところ、間違いないと。早いこと処理をしていただきたいということをおっしゃっておられたようでございます。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。受付番号31-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号31-1について、申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号32-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号32-2について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号32-2 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 中地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 505 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 中地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,387 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、申請地は譲渡人の●●さんが亡くなってから譲受人の●●さんが管理されておられ、以前から譲り受けたい意向がありました。申請地の相続人が相続放棄をされていたため、相続財産清算人を選任される手続きをされ、この度譲り受けることで手続きをされるものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは畜産業をされていますが、所有する農地では主に水稻を栽培されています。この度譲り受けられる農地では、水稻と野菜を栽培される予定です。</p>

事務局	<p>通作については、自宅から1km程度であり問題はないと思われ ます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、 10年程度農業従事期間があり問題はないと思われ ます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、 申請地では水稲と野菜を栽培されるということで、周辺地域におけ る農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められ ます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、7番大村 祥一郎委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします 。</p>
大村委員	<p>7番大村です。32-2について説明させていただきます。3月の7 日の日に●●●●の●●●●さんと現地に行きまして、確認させて もらいました。田んぼの方はですね、道沿いでしたので見るものが できたんですけども、畑の方は、雪がいっぱいあって、ちょっと現 場まで行くことができなかつたんですけども、大体この辺だという 確認させていただきました。今、両方とも遊休農地みたいな形にな ってますんで、●●さんも、ちょっと手を入れながら、耕作してい けるようなふうに持っていきたいなというふうに言うておられまし た。●●さんにもその日に電話をかけさせてもらって、相違ないとい う確認をさせてもらいました。お互いに問題ないと思います。よろ しくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。受付番号32-2につきまして、質 問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は 挙手をお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号32- 2について、申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい ての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定</p>

議長（会長）

による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号4-1について、事務局は説明をお願いします

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。

受付番号4-1について説明をします。議案書の2ページと追加で配布しております資料をご覧ください。

【議案第2号 受付番号4-1 朗読後、説明】

土地の所在地 東地内

登記地目：畑 現況地目：畑

転用面積 1,473 m<sup>2</sup>のうち7.75 m<sup>2</sup>

転用期間 5年間

資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。

場所については、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、東集落の南に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。

転用理由につきましては、第11回定例会で審議いただきました3条の所有権移転の農地でしいたけ栽培を行いながら、その上に、営農型太陽光発電施設を設置したいとのことです。

営農型太陽光発電設備とは、農作物を栽培している農地の上に支柱を立てて上部空間に太陽光発電等の設備を設置し、農業と発電事業を両立するものです。この場合については、第1種農地であっても例外として許可できるものですが、設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可の対象として判断するものとされています。

許可の対象となるのは支柱及び設備の周辺機器で、許可を受けるのは設備の設置者です。

一時転用許可の期間は原則3年間ですが、認定農業者等が営農を行う場合や遊休農地を活用される場合は最大10年まで申請が可能です。転用期間満了時には、再度一時転用許可を受けることで更新していく形になります。この場合、転用期間における下部の農地での営農の状況について、勘案し、総合的に判断することとなっています。

また、本議案については、今回遊休農地を活用する場合に該当しますので、最大10年まで許可が可能です。更新の際には転用期間が最大3年間までとなります。

転用許可の基準として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることが必要になります。

営農の適切な継続の判断基準ですが、下部の農地における単収が

事務局

同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないなどがありますが、遊休農地を活用する場合は適正かつ効率的な利用がされていることとなっております。

それでは、本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある第1種農地に該当します。許可根拠は一時転用です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側・西側・南側・北側とも田であり隣接地の同意は得られています。

また、雨水は地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、14番川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

川村委員

はい、14番川村お答えします。3月3日、代理人であります方とお話させていただきました。その後の状況としては、営農計画書は事務局に提出したということで、そちらを見てくださということとで終わりました。計画としては、このまま進みたいというご意見でした。

ただし、勘違いがあってはまずいと思いますので、本来はこの土地というのは、第1種農地になりますので、ソーラーパネルを取り付けるというのは、不許可になります。ただし、例外許可として農業用の施設、農産物の販売とか施設という形であれば許可できるということになっております。

ただ前回も皆さんいろいろご質問していただいたり、内容を確認していただいたと思うんですけども、本日出てきている営農計画

川村委員

書を見ましても、鎌谷さんが言われてました収支報告、要は営農が適切な継続ができるかという活動計画、実行計画、収支計画が十分に練られた資料ではないというふうに考えます。営農が適切な継続ができるというにはちょっと程遠い計画じゃないかなと思います。

といいますのは、人件費なんか見ていただいても、すごい低い人件費であったり、やっぱり本家本元の原木の動向というのが、皆さんご意見いただいたと思いますけれども、原木の調達というような計画も、今回の資料には載ってきておりません。

もう一つ、隣接の人にお話があったということで聞きましたら、我々は隣接だということで、話が来れば内容はわからないんで判子を押した。その人たちに1000万費用がいるらしいんですけど、年間200万取れるみたいな、5年で収益とれるんだというような話を言われて、農業委員の方で止められるんだったら止めて欲しいっていう方が隣接の中で2人いらっしゃいました。

そういうことで、全体的に今回は私関わってきましたけれども、やはり、農地利用性が、非常に妥当性がなく、不十分であるというふうに考えてます。時間によってパネルの影が変わるようなところで、本当で具体的な原木シイタケを作って栽培をしていくんだという、営農の考え方が非常に薄いというふうに考えております。やはりもう少し本当で営農やって、本当で営農やるっていうことは素晴らしいことだと思うんですけども、計画性がない、非常に妥当性に合わないというふうに考えております。

というのは実際、今回の計画書においても、前回の皆さんの質問にあうところが、ちゃんと記述されておるのかなと思いますし、それはちょっとないんじゃないかなと思いますし、それと一つ問題点はやっぱり駄目だったときに、ほなこれ中止しなさいという指令が、どこが出るか、効力があるかと。ほったらかしになるんじゃないかなという懸念もしておりますので、非常に井上課長が1月14日のときに言われました、農地法における農業委員会の役割。我々は農地法では、農地の番人であるというところに、すごく今回の件はからんでるんじゃないかなということで、慎重に皆さんのご審議をお願いしたいというふうに考えます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。なかなか、内容的に検討していただきながら、説明の方をしていただきました。皆さまの方からですね、質問意見等がある方はお聞きしたいと思います。

先ほど委員の方からありましたように、中止とかっていう形になりますと、これにつきましては県の方が指導に入るという形になっておりますので、一応中止とかそういうのは県の方から直接生産者の方に、指示が出てくるということでもあります。

議長（会長）	皆様の方からご質問等ありましたら、お聞きしたいと思います。明治委員、お願いします。
明治委員	これ一時転用になっておりますよね。ということは、登記上は農地ということですか。一時転用の間は。
議長（会長）	事務局。
事務局	先ほどもご説明しましたが、転用するのは、パネルがつく足の部分。農地としての面積は1,500㎡弱あるんですけども、転用をかけるのは、7.7㎡です。
明治委員	今の質問は、一時転用であっても、地目としては農地ですかという質問です。
事務局	はい。大半が農地で、足の部分だけを転用をかけます。農地ではなくします。
明治委員	よく分からん。
議長（会長）	結局、必要な場所がありますね、足を建てる、そこだけを転用して、そこだけは除外しますが、あとは全て農地ということで理解していただけたら。
事務局	今日、追加でお配りしてます営農型太陽光発電施設というものの一番下にあります資料を見ていただいたらと思うんですが、写真のついた資料がありまして、その一番右上です。 農地の上にこの写真のように脚を立てまして、上にパネルを乗せます。転用をかけるのは、このパイプの部分、屋根を支えている足が農地に接地している部分だけを転用します。ですので、農地の間に足の部分が、点々と転用がかかっているという形になります。
明治委員	はい、了解しました。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にご意見等ある方はお聞きしたいと思います。大谷委員。
大谷委員	ちょっと聞いてみたいんですけど、9番大谷です。経営計画は審査の対象ではないってことですよね。農業委員会がいいか悪いかを判断するものではないってことだったように思うんですけど

大谷委員	ど。
議長（会長）	はい事務局お願いします。
事務局	はい。これまで営農計画については、お金の部分で収支が儲かっている儲かっていないで、多分、これまで許可を出す出さないは決めておられてはないと思います。ただ、営農がきちんとされるかというところで、確かに収支がマイナスになるのに営農ができるのか、継続できるのかというところはあるかとは思いますが。
議長（会長）	はい。大谷委員
大谷委員	はい、後、ここで決を取ってですね、賛否が決まって、もし否だった場合に、訴訟を起こされた場合に、農業委員会は対抗できるものかなという。
議長（会長）	それは転用部分。途中で、それだけの計画性ができてないということ、発生していないことに対しての。
大谷委員	いやいや、ここで否決されたら前に進みませんが、それに対して訴訟を起こされたら、その計画者が。農業委員会は、説明できるんだろうか、駄目ですっていう。訴訟に対して対抗できるんかなというところを心配するんですけど。
議長（会長）	はい。分かりました。
川村委員	否決された内容ですね。もし否決された場合。
大谷委員	今、規制緩和っていう流れもある中で、農業委員会が否決した。裁判されたときに、明確に駄目っていうことが説明できるかなと。
議長（会長）	今、審議していただいている内容っていうのは、一応、その土地の転用が妥当かどうか、それに対して賛成かどうかということでありました。 ですから、許可をするかせんかっていうことにつきましては、前回の会の時に、一応、その農地につきましては、太陽光の設置についての皆さんの了解をいただいたというふうに理解をしてもらったらと思います。ちょっと事務局の方からまた説明させていただきます。

事務局	<p>すみません、4条申請につきましては、許可権者は鳥取県さんになります。</p> <p>農業委員会としては、この申請が妥当かどうか、許可の条件に合致しているかどうかというところを審議していただいて、許可の要件にうちの農業委員会としてもちょっとそここのところが許可できないんじゃないか、条件に合っていないんじゃないかってことになれば、その旨を記載して、県に進達をするということになるかと思えます。</p>
大谷委員	事務局で一通り条件審査をされた結果は、問題ないという判断。
事務局	前回お話を聞いた中でも、例えばホダ木のあたりにしても、組合さんの方から安価な金額で譲っていただける、もらえるってところで、相場にしてはすごい低い金額なんですけど、確かに、ここも9年目10年目まで、この金額でもらえるのかっていうところの懸念はありますが、申請された方では準備できるということですのでこういう計画をされていると理解はしています。
大谷委員	分かりました。
議長（会長）	はい。井上委員、お願いします。
井上推進委員	すみません、井上ですけども、まず根本的なことなんですけども、この営農計画書は審査の対象ではない。ということでよろしいでしょうか。
議長（会長）	事務局お願いします。 ちょっと、今、検討しておりますけども、始めに山本委員の方にさせてもらいます。
山本委員	確認したいことがありましたのでお話をさせていただきますと、今ね、先ほどの説明があった6ページ、長さがトラクターが入るような高さ、2mを確保せないけんということが書いてあるんですが、今まではそういった太陽光発電の下を通ったのに、かがんで通らないけんような状況になっております。これ、変わっとるんですか。昔と今とは。
議長（会長）	お願いします。
事務局	はい。パネルの高さについては、こちらでは農業機械の入る高さ

事務局

2m っってありますけど、今回はシイタケですので、ここまでのトラクターが入らなくても可能かとは思いますが。営農型ですと、やはりこういった高いものもあります。

最初の営農計画書を審議するかかどうかという事ですが、追加でお配りしています資料の9ページでいきますと、真ん中あたりの○のところ、下部の農地での営農の適切な継続が確実かというところで、営農の適切な計画とは、生産された農産物の品質に著しい劣化が生じていないことと、その農地の活用が次の基準を満たしていることっていうことで、今回は適正かつ効率的に利用されるということですので、前月の委員会でもあったと思うんですが、収量として2割減にならないということなんです。

議長（会長）

はい、山本委員、井上委員よろしいでしょうか。

山本委員

大丈夫です

井上推進委員

営農計画書の一番最後についておりますところの下の段に、営農計画について記載があるんですけども、要は営農の継続性があるということが必要であるということですが、収支計画書を見ますと、例えば2年目の人件費60,410円っていう格好できてるんですけども、最低賃金は今951円なんで、仮に1,000円として割り戻すと8時間労働の8人役ぐらいですけども、それで収穫ができるんかいな、自分もすられるんでしょうけれどもとといった点や、それから原木の代金が7万円というような格好で、割り戻してみると1本が76円っていうような、ものすごい安い価格で仕入れをされる。具体的にどっかで買って伐採をして、自分でこしらえるんだったらばいいんだと思うんですけども。

この収支計画自体ではプラスになってるんですけども、実際に行くと赤が生じるだろうなっていうふうに思うんですけども。それと前回出ておった、水は自分でタンクに運んで散水しますって言うておられましたけれども、とてもそんなことで出るような経費がね、この中に計上されてないように思うんです。ということは、大雑把に見ても詳しい説明がないんで、計画書の中身をどうこう言いたくないけども、この計画書どおりには進まないと思われるんで、先ほど言った営農の継続性が担保されないんじゃないかなっていうふうに感じたんで、どこまでこれを見ると、その辺が明確に謳ってないってところがね、収量が出りゃいいみたいなことだけしか書いてないんだけど、これでいいんですかねっていうところがあって、非常に納得ができないので、先ほど川村さんが報告されたとおりにじゃないかなと思うんですけども、最後に大谷さんからありました

井上推進委員	ように、要は不利益処分に対する対応を農業委員会がしなきゃならないのかどうなのかっていう辺りがちょっと私どもわかりませんので、否決した場合。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局、よろしくをお願いします。
事務局	原木の確保については、先月の委員会でも、研修で行かれた組合さんの方で、仲間の方と一緒に切りに行って1,000本ぐらいいただける約束ができていうことで、申請者の方は言うておられましたので、その言葉を信じまして、原木代は安くなっているのかなという判断はしております。 ただ言われましたように、水を運ぶ経費とかっていうのは確かに入っていないのかなと思います。最後にありました、否決をしたことについての部分については、私も今、分かりませんので、すみません。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。山本委員。
山本委員	今、審議してます収支の所をチェックして行ったら、人件費というのがずっと一緒に65,000円。ちょっと儲けにならないなど。こんなことでは、全然、経営が成り立たないと思います。これは、先ほど出たように、申請書に付けないといけないものか。その辺りをお願い致します。
議長（会長）	なかなか難しい所ですけれども、継続性があるものかどうかというところが出てくるのかなと思うんですけれども。衣笠委員、お願いします。
衣笠委員	すいません、衣笠ですけれども失礼いたします。事務局にお尋ねしますけれども、この営農計画書、これは農業委員会に出すためのすかね。県かどこかに出された物の写しというふうな格好なんでしょうか。別紙様式1と指定番号がうってありますけれども。
事務局	4条申請に付ける書類になります。
衣笠委員	うちの委員会が受けるべき添付書類という事ですか。
事務局	県に進達するときに付ける書類になります。
衣笠委員	今、話題になっております収支の見込み計画書、これについてで

---

衣笠委員	すけれども、私はシイタケも作っておらんし、ソーラーパネルもあげてませんので、あげるソーラーパネル台数や原木しいたけの収穫見込み数なんかも、その数値が適正なものかという、誰か詳しい人がおられんと、これは本当に、うちだけで見ないけんのだったら、これをしっかりと審査できる、できる人がおればいいんですよ。でも、できんのだったら、どっかそういう人に、これは本当にいいのかということ、うちだけでできんのだったらチェックしてもらいべきだと思うんです。そういう見込みが甘い、ぬるい、参考にならんというんだったら、悪いですが待てをかけるべきだと思いますけれども、すいません参考までです。
議長（会長）	はい、分かりました。皆さんの方から出された内容ですが、そちらの方で判断しかねるところもあります。そうしますと、ここでの決裁というより、こちらの方に出された内容ですね、また事務局の方で少し内容をですね、検討さしてもらって、この提案につきましては、こちらの方で保留というように形をさせていただきたいなと思います。皆さんどうでしょうか。賛成の方はちょっと手を挙げていただけたらと思います。
委員一同	（挙手多数）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数ということで、この提案につきましては、内容等を十分精査する必要があるということでございますので、保留ということでさせていただきますね、次の定例会議等の中でですね、内容等をちょっと詰めさせていただきたいというふうに思います。ひとつ、よろしく願います。明治委員。
明治委員	次回出される時には、この収支表を誰かその専門家に見てもらって、お墨付きがあった時点で、ここに出してもらった方がみんなが審議しやすいと思いますので、ぜひとも願います。
議長（会長）	はい。
事務局	もう一度県等に確認をしまして、収支のことも県にも確認してみたいと思います。
明治委員	まずそれで妥当かどうか。
議長（会長）	提出された書類に基づいてということもありますので、必要な書

---

議長（会長）

類になりますので、農業委員会の方では、提出を求める書類というのにも限られておりますので、その中での検討という形になってきますけど、ちょっとその辺は了承していただきたいと思います。よろしいでしょうか。この件につきましては、保留ということにさせていただきます。

以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。

事務局

議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。

八頭町長より令和7年2月28日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。

それでは、整理番号1175-1から1294-120について説明します。

この度は貸借と所有権移転があります。

議案書の23、24ページをご覧ください。整理番号1220-46、1221-47は、12月の農業委員会で共有者不明の公示の決定がなされ、2ヶ月間公示した結果異議申し立てがなかったため、この度促進計画に入れております。また、議案書の24ページの整理番号1222-48、1223-49については、担い手への所有権移転となります。

初めに貸借についてですが、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地332,508㎡(215筆)と既に機構へ集積されている農用地60,155.5㎡(35筆)を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。

地域の担い手法人5社へ285,767㎡(187筆)、その他21名の個人耕作者へ106,896.5㎡(63筆)を貸付けするものです。

また、所有権移転については、農振農用地区域内の農地8,361㎡(4筆)を認定農業者へ売渡しを行うものです。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号1175-1から1294-120につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。公賀委員。

公賀推進委員

公賀です。43ページの1275-101なんですけれども、ちょっと教えてください。面積が3,713のうち、3,410というような形で書いてあるんですけれども、その下の2件も。これどういった意味なんだろうかな。残りがそれぞれちょっとずつあるように見えるんですけれども

議長（会長）	事務局お願いします。
事務局	はい。こちらなんですけども、一応、●●さんと●●●●さんの方で協議をされた面積を記入されておりまして、それで申請が上がってきたものです。詳しい所は、●●委員さんが。
議長（会長）	そうしますと、●●委員の方から説明を。
●●委員	すいません、非常に法面が大きいところございまして、法面がちょっと大きすぎるんで、田んぼの中で耕作できる面積でお願いできませんかとお願いしたら、いいですよということで、一応ここだけは法面をちょっとのぞいた敷地面積にさせていただいております。水張面積。
議長（会長）	実面積ということで、よろしいですか。
公賀推進委員	分かりました。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他にご意見等ある方につきましては。他に何かございましたら。
衣笠委員	すみません。先ほどの事を受けまして、この残った土地というのは、どうなるんですか。別筆みたいになるんですか。
議長（会長）	後の管理につきまして、説明をお願いします。
●●委員	管理は、我々の●●●●の方で全部します。
衣笠委員	農業委員会事務局を通して。
●●委員	はい、そうです。
衣笠委員	そうしたら、この名前の名目で、その100㎡位が残ると。
●●委員	はい。
衣笠委員	ありがとうございます。
議長（会長）	内容的には、法面だけはお金を払いませんよということですね。他にございましたら。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号1175-1から1294-120につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第6 議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の50ページをご覧ください。共有者等を確知することができない農地の公示について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。全てまとめて説明をいたします。 整理番号4-1について説明します。 <b>【議案第4号 整理番号4-1 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 坂田地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 732 m <sup>2</sup> この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんで、貸渡人の●●●●●さんの三代前の方になり、昭和26年7月27日に亡くなっておられます。この度、●●●●への貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、●●●●さんには配偶者、子もおらず、父母も兄弟姉妹も亡くなっていることが判明しました。貸渡人の知り得る範囲の相続人は同意されていますが、その他の権利者は所在も不明であり過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。  つづきまして、整理番号5-2について説明します。 <b>【議案第4号 整理番号5-2 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 船岡地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,592 m <sup>2</sup> 対象農地の登記上の所有者は●●●●さんで、貸渡人の●●●●●

事務局

さんの母親で、平成27年6月2日に亡くなっておられます。この度、●●●●への貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、配偶者と、4人の子のうち2人は既に亡くなっていることが判明しました。存命のもう1人の子は貸借に同意しておりますが、他の相続人の所在も不明であり過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。

つきまして、整理番号6-3、7-4は同じ所有者になりますので一括して説明します。

**【議案第4号 整理番号6-3 朗読後、説明】**

整理番号6-3

土地の所在地 大坪地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 3,305 m<sup>2</sup>

**【議案第4号 整理番号7-4 朗読後、説明】**

つきまして、整理番号7-4

土地の所在地 大坪地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 720 m<sup>2</sup>

対象農地の登記上の所有者は●●●●●さんで、貸渡人の●●●●●さんの母親で、平成25年3月21日に亡くなっておられます。この度、借受人の●●●●●さんと●●●●●さんへの貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、配偶者と、3人の子のうち2人は既に亡くなっていることが判明しました。しかし、他の相続人の所在が不明であり過半の同意を得ることが困難であるため、公示を行うものです。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。</p> <p>以上で議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について説明します。議案書の52ページをご覧ください。地籍調査課が行った地籍調査の結果で、現況に合わせて職権で地目変更を行います。対象が農地の部分については、農業委員会へ通知し、意見を求めるというものです。</p> <p>今回は令和5年度に実施した地籍調査地域の橋本及び山志谷が対象です。</p> <p>各地区の農地で登記簿上「田」「畑」等となっている筆について、地籍調査した結果、地目が農地以外のものとなった筆、また農地のままであっても、田畑の地目変更、分筆や合筆による地番変更がなされた筆について記載しています。</p> <p>変更後の地目は、田、畑、山林、原野、雑種地、公衆用道路、墓地、宅地となります。</p> <p>農業委員会からの意見提出後は、地籍調査課において所有者への閲覧を行い、所有者の同意を得たうえで決定され、再来年登記が完了する予定です。</p> <p>貸借、地域計画についても確認を行い、地目変更を行っても問題無いと思われまますので、問題なしで回答したいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。明治委員、お願いします。</p>
明治委員	<p>農業委員会の意見というところは、空欄になっておるんですけども、これはいつの時点で農業委員会としての意見を入れるんですか。</p>
議長（会長）	<p>はい事務局、ちょっと説明の方をお願いします。</p>
事務局	<p>今日、これでよろしければ、どちらかに丸をしてということになります。</p>
明治委員	<p>どちらかっちゃうのは、例えば。</p>

事務局	農地か農地以外。
明治委員	山林の場合は。
事務局	山林は、農地以外です。
明治委員	ここの地目をよく見て行って、それに合わせてという事ですか。
事務局	そうです。
明治委員	了解しました。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にご意見はありませんでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。 以上で日程第7 議案第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第8 議案第6号 地域計画策定に伴う意見聴取について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第6号 地域計画策定に伴う意見聴取について説明します。 議案書の127ページ及び追加で配布しております地域計画をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により市町村が策定することとなっている地域計画について、同法第20条に基づき八頭町長からの依頼を受け作成した目標地図の素案は、農地台帳を基に作成した現況地図、担い手の耕作地を色分けしたものにアンケート調査の結果や各種補助事業に係る農地、人・農地プランの結果等を反映し、11月末から12月初めにかけて皆さんに検討していただきました。 そして、その素案を含めた地域計画について、1月末から2月末にかけて12地域において説明会及び協議の場を開催し、出された意見や意向を反映し、修正したものが今日の議案資料の内容となり

事務局	<p>ます。</p> <p>この地域計画案について、令和7年3月3日付で八頭町長より意見を求められているものです。</p> <p>この後、2週間の縦覧を行い、今月中には公表を行うこととなります。地域計画は、令和6年度末で一度策定されますが、内容については毎年見直しを行う予定です。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、各地区で皆さんお忙しい中、参加していただきましてありがとうございました。</p> <p>そうしますと本日は、担当しておられます産業観光課の高木さんが来ておられますので、一言お願いしたいと思います。</p>
高木主幹	<p>地域計画策定について、お礼と今後の流れについて説明（内容省略）。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございました。この件につきまして、質問等がある方につきましては、お聞きしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。</p> <p>以上で日程第8 議案第6号 地域計画策定に伴う意見聴取についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第9 議案第7号 令和7年度農作業標準賃金の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 令和7年度農作業標準賃金の決定について説明します。議案書の128ページ及び本日追加で配布しております、令和6年度農作業標準賃金及び令和7年度農作業標準賃金の案をご覧ください。3月5日に八頭町農作業標準賃金検討会を開催いたしました。</p> <p>本委員会からは、山根職務代理、川村職務代理に出席いただき、町内JA各支店長、町産業観光課長、町内農業法人及び農業者等の地域ごとの代表、計12名で検討していただきました。</p> <p>まず、一般労務ですが、鳥取県の最低賃金が、900円から957円</p>

事務局	<p>へ引き上げられたことに合わせ、摘要に記載のとおり、1時間 957円～1時間 1,148円。標準金額 7,660円～9,190円としております。</p> <p>続きまして、耕起、代かき、コンバイン、乾燥については、燃料代の上昇率が約8%を受け、それぞれ増額をしております。</p> <p>また、苗代、籾摺、トラクタープラウ耕、サブソイラー、畔塗については、消費者物価指数の上昇率を考慮し、2.7%の増額をしております。</p> <p>次に畦草刈りですが、令和6年度土木工事実施設計単価表より算出した、2,340円～2,580円としております。</p> <p>最後に果樹関係については、毎年3月中旬に行われる八頭郡果樹協会総会（郡家、八東、河原2、佐治）で決定される標準賃金を用いることを慣例としております。記載の金額で提案され、決定される見込みではありますが、変更の場合は修正させていただきます。</p> <p>決定後につきましては、広報4月号に折り込み、全戸配布、八頭町ホームページで掲載する予定です。</p> <p>なお、八頭町農作業標準賃金検討委員会設置要綱第5条において「農作業標準賃金は、検討委員会の意見を尊重し農業委員会総会において決定する。」と規定されています。説明は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さんの方からご意見等をいただきたいと思っております。はい、衣笠委員。</p>
衣笠委員	<p>失礼します。令和6年に比べて相対的に令和7年が言われた%で賃金も上がっているようですけれども、なぜ、畔草刈りの時給だけが下がったのかというところは、どうでしょうかね。</p>
議長（会長）	<p>事務局、お願いできたら。</p>
事務局	<p>はい、畦草刈の最高金額についてですが、こちらが令和6年度に比べて少し下がった金額で設定させていただいております。これについてはですが、平成28年から土木設計の実施設計単価表を用いた計算で畦草刈の金額を設定していたようでなんですけれども、その際に機械費を少し多めに見積もっていた経緯がありまして、今回そこをしっかりと時間単価で算出させてもらったあたりで計算をさせてもらっております。その結果、最高額が少し下がってしまったというふうな形になっております。</p>
議長（会長）	<p>よろしいでしょうか。</p>
衣笠委員	<p>この令和7年度の賃金表の案の方が正規で、6年までがちょっと</p>

衣笠委員	計算で払い過ぎたということではないですかね。
事務局	そうですね、設定金額が少し高かったというような認識です。
衣笠委員	はい。私も近所からありそうなので、ちょっとお聞きさせてもらいました。ありがとうございます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他にご意見等が。大谷委員。
大谷委員	9番大谷です。苗代って、苗箱代だと思うんですけども、6年から7年に10円上がっておりますけど、別に農協の価格を基準にすることは無いと思うんですけど、農協はかなり6年から7年かけて上がっております。あんまり苗箱を個人で売り買いするっていうパターンないと思うんですけど、一応、農協の単価アップも参考にされたということによろしいでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局お願いします。
事務局	はい、農協さんの金額が700円台ぐらいになっているんですかね。
大谷委員	770円ぐらい。
事務局	そういうふうに一応話は聞いておりますが、事務局の方では機械的にといたしますか、上昇率を一律で2.7%をかけさせていただいたものでご提案をさせていただいて、それを今回、案として出させてもらったという形です。
議長（会長）	大谷委員、よろしいでしょうか。他にありましたら。井上推進委員。
井上推進委員	すみません、井上ですけれども。一般労務費が7,660円からっていうふうになっていて、その根拠が県の最賃の957円ということですが、これも、また最低賃金の引き上げが9月ぐらいに決まって10月から施行というような格好になるんですけども、その場合に再度、通知を出されるかどうかというあたりは考えておられるのでしょうか。
議長（会長）	はい、事務局の方から、最低賃金に変更になった時に、見直しをするかどうか。

事務局	<p>はい。今のところ検討会等を開催するというふうな予定を立てているわけではありませんが、例年9月から10月頃に標準最低賃金が変わるといところは事務局の方でも承知しておりまして、この度、一般労務費については、適用の下の段のところですね、改定時にはそれに準じるというふうな言葉を追加で書かせていただいております。とりあえずは、それに対応していただくようお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。井上委員、よろしいでしょうか。</p>
井上推進委員	<p>はい。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。他に、質問等がある方がありましたら。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。案のとおり決定といたします。</p> <p>以上で、日程第9 議案第7号 令和7年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第10 その他について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>1. 第11回定例委員会での質問事項について          認定農業者、新規認定就農者、基本構想水準到達者の認定基準等について</p> <p>2. 資料提供</p> <p>①令和7年産八頭町各地域米の生産数量目標（目安）設定について</p> <p>②相続財産清算人について</p> <p>③令和7年度農業委員会の開催予定について</p> <p>3. 次回の農業委員会開催日時について</p> <p>次回の農業委員会は4月10日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。</p> <p>以上です。</p>

議長（会長） はい、ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かありましたらお聞きしたいと思います。大谷委員、お願いします。

大谷委員 ちょっと、蒸し返すようなんですけど。さっきの太陽光発電の件なんですけどね、起業を考えている人が申請してきておられて、全く肩を持つわけではないですけども、その農業委員会の回答が1か月遅れるわけですよ。シイタケの植菌とかということに影響が出てくると思うんですよ。相手に納得がいく説明が必要だと思うんです。遊休農地を活用する場合の基準として、適正かつ効率的に利用されていることが担保されんと許可できんということなんで、今の収支計画ではそれが担保できない、不十分だという理由でないと、相手も納得しないと思うんですよ。老婆心ですが、そういう回答をされてはどうかと思います。

議長（会長） はい、ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。他にご意見等がありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。

終了（15時10分）